

三条市管理不全空家等解体費補助金の概要

市民の安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の保全並びに跡地利用の促進を図るため、管理不全空家等と認定された空家の解体工事にかかる費用の一部を補助します。

1. 補助対象とする管理不全空家等

市が管理不全空家等であると認定したものが対象となります。

**補助の申請には必ず市による
事前調査申込が必要です！**

管理不全空家等とは

空家等対策の推進に関する特別措置法第13条に規定されている以下の状態である空家等のこと

・適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

【以下の全てを満たすこと】

- ① 市内に存する管理不全空家等であること。
- ② 補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと。
- ③ 公共事業等による移転等の補助対象となっていないものであること。

2. 補助対象者

【以下の全てを満たすこと】

- ① 管理不全空家等の所有者又は相続人であること。
※相続人が複数いる場合は、全ての同意を得ていること。
- ② 本市において納付すべき市税を滞納していないこと。
- ③ 三条市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
- ④ 家屋の延床面積のうち、2分の1以上が居住を目的としたものであること。

3. 補助対象工事

- ① **市内に本店、支店又は営業所等を有する解体施工業者が施工するものであること。**
- ② 補助対象空家等及びそれに付属する工作物を **全て解体・除却し、更地とする工事** であること。
- ③ 建築物の解体に係る他の補助を受けていないこと。

4. 補助対象経費

- ① 補助対象工事の工事費
- ② 補助対象工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- ③ 周囲への安全を確保する上で、補助対象工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると市長が認める工事等に係る経費

5. 補助金の額

補助対象経費(上限 20 万円) (1,000 円未満切り捨て)

6. 事前調査申込

調査する建築物が三条市特定空家等及び管理不全空き家等解体費補助金の補助対象空家等に該当するかどうかを確認するため、事前に調査をするものです。

※事前調査により補助対象空家等に該当する件数が予算に達した時点で、募集を締め切ります。

7. 市の事前調査申込に必要な書類

「特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金事前調査申込書」に次の書類を添えて提出してください。

- ① 登記事項証明書の写し（未登記のものにあつては、納税通知書の写し）
- ② 住宅位置図及び現況写真

★以下 8～14 は、市の事前調査後、補助要件を満たす場合の流れです。

8. 交付申請に必要な書類

「特定空家等及び管理不全空家等解体費補助金交付申請書」に次の書類を添えて提出してください。

- ① 補助対象空家等の除却に係る見積書の写し
- ② 納税証明書又は非課税証明書【市民窓口課で発行】（市が公簿により確認できない場合に限る）
- ③ 所有者との相続関係がわかる書類（※申請者が補助対象者の相続人である場合）
- ④ 所有者又はその者の相続人の委任状（※委任を受けた代理人が申請する場合）
- ⑤ 共有者全員又は相続人全員の同意がわかる書類（※複数人の共有又は相続財産である場合）
- ※ 市が公簿により確認できない場合は、納税証明書又は非課税証明書を提出していただく場合があります。

9. 交付決定

提出書類を審査し適当と認めた場合に、補助金交付決定通知書を送付します。

10. 代理受領制度

補助対象工事を施工した解体施工業者が申請書の委任を受けて補助金の請求と受領を代理で行うものです。詳しくは別紙（代理受領制度について）をご覧ください

11. 前金払い

工事完了前に前金を希望する場合は、請求書と工事請負契約書の写しを提出してください。
※補助金額の 10 分の 4 の範囲内での交付となります。

12. 補助事業の変更及び中止

補助事業の内容の変更や、補助事業を中止しようとする場合は、変更申請書又は中止届を提出し、事前に承認を受ける必要があります。

13. 実績報告

補助対象工事の完了後 30 日以内又は令和 8 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに、次の書類を添えて実績報告書を提出してください。

- ① 工事請負契約書の写し
- ② 工事完了写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）

14. 補助金額の確定

実績報告書の内容を審査した上で補助金額を確定し、交付額確定通知書を送付します。

15. 補助金の支払

実績報告書を提出していただいた後、1 か月以内に指定口座へ補助金を振り込みます。

16. 申請にあたっての注意事項

- ① **すでに完了した工事、着手した工事、交付決定前に行った契約による工事は、補助の対象となりません。**
- ② 申請者、見積書及び領収書の宛名、補助金振込先の口座名義人は全て同じであることが必要です。
- ③ 解体後の土地は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、固定資産税などの税金が上がる場合があります。
- ④ 申請、報告及び請求は、締切期限を厳守してください。期限を過ぎた場合、補助金が交付されない場合があります。
- ⑤ 補助金を活用された場合、解体前後の写真を市の広報等で使用する場合があります。

17. 申請先・問合せ先

三条市市民部環境課 生活安全・交通係 〒955-8686 三条市旭町 2-3-1
電話：0256-34-5435 E-mail：kankyo@city.sanjo.niigata.jp

※固定資産税等については税務課資産税係（電話 0256-34-5530）にお問い合わせください。